ホーム > くらし・地域 > 交通 > 自転車 > 放置自転車対策の概要

いいね! 0 ツイート 更新日:2022年4月13日

放置自転車対策の概要

自転車対策係の仕事

自転車は利便性の高い乗り物です。買い物や通勤・通 学などの生活の足として多くの方々に活用されていま す。また近年、環境への負荷の軽減、健康増進、緊急 時の交通手段など、様々な観点から自転車が再評価さ れ、利用者も増えています。

しかし、その一方で放置自転車が全国的に大きな社会問題になっています。江東区においても放置自転車の問題は深刻で、歩行者の良好な通行環境確保の妨げになっているほか、緊急時(消防・救急・警察)における道路機能が低下したり、都市美観が損なわれたりする恐れがあります。

江東区は昭和60年11月に「江東区自転車の放置防止 及び自転車駐車場の整備に関する条例」を施行しまし た。そして、自転車対策係は、「放置自転車の撤去」 と「自転車駐車場の整備」という2つの事業をメイン に取り組むことで、「放置自転車のない安全で快適な まち江東」を目指しています。



放置自転車のイメージ

放置自転車の撤去

まず、放置自転車とは何なのでしょうか。これは「公共の場所に置かれている自転車で、利用者が自転車から 離れて直ちに移動することができない状態の自転車」のことです。

自転車は、置かれている時間や目的に関係なく、「道路(歩道を含む。)に置かれている」ことで歩行者の通 行を妨げるのです。

そのため、特に駅周辺においては放置禁止区域を設定し、放置自転車に対する警告・撤去を行い、放置自転車の減少を目指しています。

放置自転車の撤去台数と対策に係る費用

駅周辺の放置自転車は、自転車駐車場の整備や撤去活動の強化等により、平成12年度の約13,000台をピークに 年々減少傾向にあります。しかし、依然として多くの自転車が放置されており、それらの対策には今でも多く の費用がかかっています。

放置自転車の撤去台数及び対策に係る費用

	撤去台数(台)	対策に係る費用(円)
平成30年度	13,031台	180,481,420円
令和元年度	10,814台	161,714,247円
令和2年度	7,404台	169,599,193円

この表の費用には、放置自転車撤去他対策に係る作業委託料、自転車保管場所の管理・運営業務委託料、自転車保管場所の土地使用料、管理システム機器リース料、対策に係る臨時職員の経費などが含まれています。また、撤去台数には、原動機付自転車も含まれます。

放置自転車撤去台数(月別)

	令和2年度	令和3年度
Apr	396台	537台
May	383台	496台
Jun	728台	606台
Jul	584台	552台
Aug	764台	508台
Sep	692台	470台
Oct	733台	505台
Nov	764台	603台
Dec	648台	514台
Jan	500台	496台
Feb	590台	462台
Mar	622台	544台
合計	7,404台	6,293台

この表の撤去台数には、原動機付自転車も含まれます。また、空白部分は台数が確定した後に適宜更新していきます。

自転車駐車場の整備

区内21か所の放置禁止区域内には自転車駐車場を整備しています。また、区内の特定の区域内に一定規模の店舗等の新築・増築を行う事業者に対して、自転車駐車場を設置することを義務付けています。詳しくは下記関連ページをご覧ください。

引き取り手のない撤去自転車の有効活用

撤去した放置自転車の内、引き取り手のない一部の自転車は、公益財団法人自転車駐車場整備センターを通じて海外に無償提供しています。提供された自転車は、発展途上国の交通機関・交通手段が整備されていない地域等で大切に活用されています。

平成19年度から始めたこの取組みですが、区の長年の功績に対し、平成29年にはカンボジア政府より、令和 2年にはカンボジア王室よりそれぞれ勲章が授与されました。

なお、本事業は、新型コロナウイルス感染症感染拡大の影響等により令和2年度から休止しております。

令和元年度の海外無償譲渡先及び台数

海外譲渡先		
タイ王国労働福祉局(バンコクスリオンロータリークラブ)		
カンボジア王国社会省		
令和元年度譲渡合計台数		
551台		

自転車利用者の皆様へお願い



自転車の放置はやめましょう

自転車は便利で手軽な交通手段である反面、道路や歩 道に放置されてしまえば通行を阻害する要因となり、 街の美観を損ねてしまいます。

「ちょっとの間だから」「他にも停まっているから」 という安易な気持ちが、放置を生み出す大きな原因に なってしまいます。

放置自転車解消のためには、何よりも自転車を利用する方ひとりひとりのご理解、ご協力、心がけが大切です。自転車を停める際には自転車駐車場のご利用をお願いいたします。

江東区自転車コールセンターについて

平成19年4月1日から、自転車コールセンターを開設しています。

コールセンターでは、駅周辺で撤去された自転車・50cc以下の原動機付自転車の確認や自転車保管場所の案内を行います。また、放置自転車に関するご相談等も受け付けていますので、ご利用ください。

電話

03-6659-8699

開設時間

午前9時~午後7時(12月29日~1月3日を除く)

関連ドキュメント

- 江東区内各駅周辺における自転車・バイクの放置状況(PDF: 47KB) (別ウィンドウで開きます)
- 江東区駅周辺自転車駐車場及び放置禁止区域一覧(PDF: 1,200KB)

関連ページ

- 江東区内の放置禁止区域と自転車駐車場
- 自転車駐車場の附置義務
- 江東区自転車の放置防止及び自転車駐車場の整備に関する条例
- 江東区自転車の放置防止及び自転車駐車場の整備に関する条例施行規則

お問い合わせ

土木部 交通対策課 自転車対策係 窓口:防災センター6階4番

郵便番号135-8383 東京都江東区東陽 4-11-28

電話番号:03-3647-4789 ファックス:03-3647-9287

江東区役所 法人番号:6000020131083

〒135-8383 東京都江東区東陽4-11-28 電話番号:03-3647-9111(代表)

Copyright © Koto City. All Rights Reserved.